

第2014-05号

積算方法に妥当性を施工者の利潤等から確認 する方法の研究

高知工科大学 システム工学群
准教授 関 健太郎

平成27年11月

(一財) 日本建設情報総合センター研究助成事業
積算方法の妥当性を施工者の利潤等から確認する方法の研究
報告書

平成27年3月

研究関係者紹介

助成申請者経歴

氏名	関 健太郎
生年月日	昭和48年12月21日生
本籍	栃木県
平成 9. 3	芝浦工業大学 土木工学科 卒業
平成11. 3	東京工業大学大学院 総合理工学研究科 修了
平成11. 4	建設省採用
平成11. 4	建設省 近畿地方建設局 淀川工事事務所 調査課
平成12. 4	建設省 近畿地方建設局 浪速国道事務所 工務課
平成13. 5	文部科学省 科学技術・学術政策局 国際交流官付
平成15. 4	国土交通省 河川局 海岸室 係長
平成17. 4	国土交通省 四国地方整備局 香川河川国道事務所 道路調査課 課長
平成18. 4	国土交通省 四国地方整備局 企画部 企画課 課長補佐
平成19. 4	国土交通省 四国地方整備局 企画部 企画課 課長
平成20. 7	国土交通省 総合政策局 政策課 課長補佐 (PFI/PPP担当)
平成22. 8	国土交通省 河川局 治水課 事業監理室 課長補佐
平成23. 4	国土交通省 河川局 治水課 課長補佐
平成24. 4	高知工科大学 システム工学群 准教授 (平成27年3月まで)

平成24年4月より高知工科大学システム工学群社会システム工学教室に着任し、本学が(一社)四国クリエイト協会(前(社)四国建設弘済会)より平成24年4月より平成27年3月までの研究期間で受託した『安定成長・高齢化・人口減少時代における新たな公共事業執行システムに関する調査研究業務』に従事した。

目次

1. はじめに	1
2. 研究の方法	2
2.1. 研究の方法	
2.2. データの収集対象	
2.2.1. 基礎自治体のデータ収集対象	
2.2.2. 建設会社のデータ収集対象	
2.3. データの収集・入手方法	
2.3.1. 高知県の発注者別保証実績データ	
2.3.2. 入札データ	
2.3.3. 建設会社の経営データ	
2.4. 入手したデータの内容	
2.4.1. 高知県の発注者別保証実績データの内容	
2.4.2. 入札データの内容	
2.4.3. 建設会社の経営データの内容	
3. 地方自治体の発注状況と落札結果	9
3.1. 発注者の技術職員について	
3.2. 発注状況について	
3.2.1. 香美市の籤引きによる落札決定の状況	
3.2.2. 香南市の籤引きによる落札決定の状況	
3.2.3. 南国市の籤引きによる落札決定の状況	
4. 建設会社の経営状況	13
4.1. 建設会社の工事原価	
4.2. 今後の分析	
5. まとめと今後の研究課題	15
6. 参考文献	15

1. はじめに

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年 3 月 31 日法律第 18 号、以下：品確法）が、平成 26 年 6 月 4 日に改正された。この改正により品確法の基本理念（第 3 条）に、「公共工事の品質は、施工技術の維持向上が図られ、並びにそれを有する者等が公共工事の品質確保の担い手として中長期的に育成され、及び確保されることにより、将来にわたり確保されなければならない。」と定められ、公共工事の品質確保の担い手である施工技術を有する者等の育成及び確保が明記され、発注者の責務（第 7 条）として「公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。」と定められ、発注者の責務として施工者（公共工事を受注した建設会社）が公共工事の担い手が育成・確保されるための適正な利潤を確保できるよう施工の実態等を的確に反映した積算を行い、適正な予定価格を定めることが明記された。

これを踏まえ本助成研究は、公共工事の発注者が公共工事を受注した建設会社の「適正な利潤を確保」が可能となるよう施工の実態等を反映した積算が実施されているか、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置が行われているか、また、公共工事の入札に参加する建設会社が「適正な利潤を確保」可能となる応札価格を定めているか確認するための方法を研究（確認方法の研究）するために必要な基礎データの収集を行った。

確認方法の研究は、発注者が行う積算の方法論からのアプローチではなく、建設会社の応札行動、建設会社の経営状況等を分析することにより、発注者が適切な積算が行われているか、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置が行われているか、入札に参加する建設会社が「適正な利潤を確保」するために必要な費用を見込んで応札価格を決定できているかを確認する方法について明らかにすることを目的としている。

2. 研究の方法

2.1. 研究の方法

既往研究は、主に国土交通省が発注する大型公共工事を対象とした研究が多数を占める。研究対象となる建設会社は、一般的に「スーパーゼネコン」と呼ばれる完成工事高が1兆円を超える超大手の建設会社から、国土交通省のCランクの建設会社である。国土交通省のCランクの建設会社は、殆ど高知県のAランクまたはBランクに多くが属している。多くの既存研究は、高知県のCランク、Dランクの建設会社を対象としていない。

本助成研究は、助成申請者が所属する高知工科大学が位置する高知県のAランクからDランク含む地方中小建設会社を対象とし、地方中小建設会社が応札・受注する工事を対象とした。

一般的に建設会社は、国土交通省が発注する工事のみではなく、農林水産省、県、市町村等が発注する公共工事を受注しているため、高知県で発注されている公共工事の全体把握を行った。全体把握には、発注者別の発注状況の把握が必要となるため、西日本建設業保証株式会社よりデータの提供を受け、発注者別の概ねの工事の発注状況（保証実績件数と請負金額・対象金額）を把握した。

地方中小建設会社が受注可能な小さい工事（数千万円以下）を発注する発注者である、香美市、南国市、香南市を対象にデータ収集を実施した。助成申請者が所属する高知工科大学が位置する香美市と地形上同一経済圏と考えられる近隣の南国市、香南市の公共工事をデータ収集対象とした。香美市、南国市、香南市の3基礎自治体の平成21年度から平成25年度までの過去5カ年の入札結果を入手しデータ入力を行った。

2.2. データの収集対象

2.2.1. 基礎自治体のデータ収集対象

助成申請者が所属する高知工科大学が位置する高知県香美市と地形上同一経済圏と考えられる近隣する南国市、香南市の公共工事の入札データを収集対象とした。

2.2.2. 建設会社のデータ収集対象

3つの基礎自治体の過去5年の入札結果を基に、3つの基礎自治体で、過去5年間で発注した土木一式工事の内、受注金額が大きい建設会社から抽出し、抽出した会社の累積受注金額が概ね95%程度となる建設会社が対象となるよう選択した。抽出したランク別建設会社数は、表2.2.2-1の通りである。また、抽出した建設会社の商号又は名称は表2.2.2-2の通りである。

平成26年4月1日時点の土木一式工事に登録している高知県内の業者数を平成26年度建設工事県内指名名簿よりランク別会社数を計上し、同表下段に記載した。高知県全体と比較し抽出

した建設会社のランク別構成比は、Dランクの建設会社が少なくなっている。これは、Dランクの建設会社が、元請けにならない又はなれないケースが他のランクと比較して多いことが考えられる。

表 2.2.2.-1 ランク別データ収集対象とした建設会社数

(社)

	A	B	C	D	合計
抽出した建設会社数	2	26	31	24	83
	2%	31%	37%	29%	—
高知県全体	14	247	287	368	916
	2%	27%	31%	40%	—

表 2.2.2.-2 建設会社のデータ入手対象建設会社

整理番号	登録番号	所在地	商号 又は 名称	ランク
1	39-000176	香美市	黒岩工業(株)	B
2	39-000283	香美市	片田丸吉建設工業(株)	B
3	39-000363	高知市	尾崎建設(株)	B
4	39-000366	香美市	四国水道工業(株)	C
5	39-000397	香美市	(有)中山建設工業	B
6	39-000400	香美市	(有)西野建設	B
7	39-000499	香南市	(株)田内組	B
8	39-000554	南国市	池本土木(株)	C
9	39-000589	香美市	カミケン工業(株)	B
10	39-000674	香美市	小濱建設(有)	B
11	39-000789	香美市	(有)香北建設	B
12	39-000948	香美市	(株)三嶺組	C
13	39-001123	梶原町	杉本土建(株)	B
14	39-001203	南国市	(株)島内組	D
15	39-001351	香美市	(有)かがみ建設	B
16	39-001353	香南市	香南建設(株)	B
17	39-001558	高知市	泉建設工業(株)	B
18	39-001698	南国市	南国建興(株)	B
19	39-001858	香南市	ジョウトク建設(株)	A
20	39-001986	香美市	(有)武政建設	B
21	39-002075	香南市	(株)香美水道組合	C
22	39-002171	香南市	(株)ニシトミ	B

整理番号	登録番号	所在地	商号 又は 名称	ランク
23	39-002318	高知市	日成土木(株)	B
24	39-002344	香南市	(有)三器建設	B
25	39-003089	南国市	(株)南建	C
26	39-003871	香南市	(有)福東建設	C
27	39-004043	香南市	大勝建設(株)	C
28	39-004189	香南市	(有)水田建設	B
29	39-004495	南国市	クロシオ建設(株)	B
30	39-004582	南国市	(有)重国建設	C
31	39-004883	香南市	(有)中澤建設	B
32	39-005016	南国市	(有)野村工業	C
33	39-005018	南国市	(有)依光建設	C
34	39-005122	南国市	(有)中沢建材	D
35	39-005172	香美市	(有)佐々木建設	C
36	39-005357	南国市	(有)川久保建設	C
37	39-005531	南国市	(有)田中土建	C
38	39-005588	香美市	(有)和田工務店	D
39	39-005595	南国市	(株)南国・西村	B
40	39-005644	南国市	(有)西内土建	B
41	39-005686	香南市	(有)河崎興業	C
42	39-005688	南国市	(有)十市水道工務店	C
43	39-005691	香南市	(株)国吉電気商会	D
44	39-005716	香美市	(有)坂本工務店	B
45	39-006059	南国市	(有)セイコウエン	C
46	39-006237	高知市	土佐新高建設(株)	B
47	39-006263	南国市	(有)森本建工	D
48	39-006298	南国市	ムラノ産業(有)	D
49	39-006308	香美市	(有)高知ガーデン土木	C
50	39-006336	南国市	丸富工業(株)	C
51	39-006492	香美市	(有)山田土木工事	D
52	39-006589	香南市	(有)吉本設備	D
53	39-006814	香南市	(有)修成建設	C
54	39-006826	南国市	(有)長岡工業	D
55	39-006868	香美市	(有)依光建興	D
56	39-006899	香南市	(有)高砂建設	C
57	39-007149	香美市	(有)福永建設	C
58	39-007249	南国市	(有)田中建興	C
59	39-007285	南国市	(有)南国開発	D

整理番号	登録番号	所在地	商号 又は 名称	ランク
60	39-007314	南国市	(有)幸翔建設	D
61	39-007436	香南市	野村設備	D
62	39-007461	南国市	(有)豊国工業	C
63	39-007467	南国市	(有)山祥建設	D
64	39-007537	香美市	(有)大協建設	D
65	39-007607	南国市	(有)吉岡土木	C
66	39-007648	香南市	(株)濱田水道工務店	C
67	39-007677	香南市	(有)宮本石油店	D
68	39-007759	南国市	(有)川崎建設	D
69	39-007780	香南市	(有)のいち建設	C
70	39-008110	香美市	(有)タニテクノ	D
71	39-008117	香南市	(株)足達工業	C
72	39-008201	香南市	七星建設(有)	D
73	39-008323	香南市	(株)太貴建設	C
74	39-008414	香南市	(有)インタクト	D
75	39-008483	南国市	(有)クボゾエ建設工業	D
76	39-008531	香美市	(有)岡の内建設	B
77	39-008682	香南市	清岡工業	D
78	39-008701	南国市	(株)ワダ開発	C
79	39-008826	南国市	(有)建設美工房たかはし	D
80	39-008897	香南市	(有)大鵬建設	D
81	39-009080	香南市	四国開発(株)	A
82	39-009093	香南市	三井工業(株)	C
83	39-009226	南国市	大湊建設(株)	B
84	39-009302	香南市	大西工業	D
85	39-009434	香南市	(有)サンロック	C

2.3. データの収集・入手方法

2.3.1. 高知県の発注者別保証実績データ

西日本建設保証株式会社の協力により、平成 21 年から平成 25 年度までの土木工事の発注者別保証実績のデータを入手した。

2.3.2. 入札データ

各市のホームページで公開されているデータに関しては、ホームページより入手した。ホームページで公開されていないデータについては、各市へ連絡し入札結果のコピー等を入手した。

表 2.3.2-1 各基礎自治体の連絡先

基礎自治体名	問合せ先
高知県 香美市	香美市管財課 〒782-8501 高知県香美市土佐山田町宝町 1 丁目 2 番 1 号 電話番号：0887-53-3111（代表）
高知県 香南市	香南市住宅管財課 〒781-5292 高知県香南市野市町西野 2706 番地 電話番号：0887-56-0511（代表）
高知県 南国市	南国市財政課 〒783-8501 高知県南国市大そね甲 2301 番地 電話番号：088-863-2111（代表）

2.3.3. 建設会社の経営データ

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（平成 26 年 9 月 30 日閣議決定）、「第 2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針」、「3 技術的能力の審査の実施に関する事項」、「（1）有資格業者名簿の作成に際しての資格審査」には、「建設業法第 11 条第 2 項に基づき建設業者が国土交通大臣又は都道府県知事に提出する工事経歴書等を活用するものとする。」との記載がある。

建設業法第 11 条第 2 項、建設業法第 27 条の 26 第 3 項に基づき、高知県知事に提出された建設業法施行規則に規定された以下の書類は、閲覧が可能となっている。

1. 様式第 2 号 建設業法第 27 条の 26 第 3 項
2. 様式第 15 号 建設業法第 11 条第 2 項に基づく建設業法施行規則第 10 条
3. 様式第 16 号 建設業法第 11 条第 2 項に基づく建設業法施行規則第 10 条

これらの書類は、高知県庁で閲覧が可能であり、閲覧所で閲覧し、写し、写した資料を基にデータ入力を行った。写した資料は、キングファイル 14 冊に至った。本所助成研究の大部分は、この資料の入手とデータ入力に費やした。

2.4. 入手したデータの内容

2.4.1. 高知県の発注者別保証データの内容

平成 21 年から平成 25 年の 5 カ年分の保証実績件数と請負金額・対象額の提供を受けた。発注者の区分が以下の通りであった。

国の機関

四国地方整備局、航空局、中国四国農政局、四国森林管理局、第五管区海上保安本部

中国四国防衛局

独立行政法人

独立行政法人水資源機構、西日本高速道路四国、国立大学法人
高知県
土木部、農振・林環・水振部、公営企業局、教育委員会、警察本部、高知県その他
高知県の市
高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市
香南市、香美市
高知県の町
奈半利町、田野町、安田町、本山町、大豊町、土佐町、中土佐町、佐川町、越知町
梶原町、大月町、いの町、津野町、仁淀川町、四万十町、黒潮町
高知県の村
北川村、馬路村、芸西村、大川村、日高村、三原村
その他
補助法人その他、日本下水道事業団、高知県農業公社、土地改良区、土地区画整理事業
その他の事務組合

2.4.2. 入札データの内容

入札記録から、下記の項目をデータとして入力した。

工事名、入札日、契約日、工種区分、入札方式、総合評価の有無、入札業者名、
予定価格(円) (税抜き)、調査基準価格(円) (税抜き)、最低制限価格(円) (税抜き)
最終応札額、応札率、籤引の有無、入札の結果

2.4.3. 建設会社の経営データの内容

(1) 貸借対照表

貸借対照表は、企業の財政状態を明らかにするため、貸借対照日におけるすべての資産、負債及び資本を記載し、株主、債権者その他の利害関係者にこれを正しく表示するものである（企業会計原則 第三 貸借対照表原則一（貸借対照表の本質））。

(2) 損益計算書

損益計算書は、企業の経営成績を明らかにするため、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用とを記載して経営利益を表示し、これに特別損益に属する項目を加減して当期純利益を表示するものである（企業会計原則 第二 損益計算書原則一（損益計算書の本質））。

(3) 完成工事原価報告書

当期完成工事原価の内訳を報告するために、損益計算書の付表として完成工事原価報告書を作成するものである（建設業標準財務書評作成要領 第 47（完成工事原価報告書））。完成工事原価報告書は、個別工事の原価計算書に基づいて当期完成工事原価を材料費、労働費、外注費、経営費に区分して記載するものである（建設業標準財務書評作成要領 第 48（区分））。

材料費とは、工事のために直接購入した素材、半製品、製品及び材料貯蔵勘定等から振り返られたものをいう（建設業標準財務書評作成要領 第 49（材料費））。

労務費とは、工事に従事した直接雇用の作業員に対する賃金、給料手当等及び工種・工程別等の工事の完成を約する契約による支払額であって、その大部分が労務費であるものをいう。ただし、そのうち工種・工程別等の工事に完成を約する契約でその大部分が労務費であるものに基づく支払い額は、労務外注費として区分されている（建設業標準財務書評作成要領 第 50（労務費））。

外注費とは、工種・工程別等の工事について素材、半製品、製品等を作業とともに提供し、これを完成することを約する契約に基づく支払い額をいう。ただし、労務費に含めたものを除く（建設業標準財務書評作成要領 第 51（外注費））こととされている。

経費は、完成工事について発生し又は負担すべき材料費、労務費及び外注費以外の費用の総額が記載されている。

（４）工事施工金額

申請をする直近 3 年間に完成した建設工事の請負代金の額を、許可にかかる建設工事の種類ごとに区分して記載されている。「注文者の区分」にある「公共」の欄には、官公庁等から元請けとして受注した金額を計上されている。

3. 地方自治体発注等の発注状況と落札結果

3.1. 発注者の技術職員について

発注者側の自治体の職員、体制について考察を行う。公表されている資料を基に平成 17 年を基準に比較すると、一般職員数に比べ土木部門のそのポスト数は大きく減少している。これは全体的な傾向となっている。各基礎自治体別に見ると、平成 17 年時点で 34 市町村の中でもう 9 の自治体には土木職員が不在であった。平成 25 年まで 6 年の間でさらに 6 自治体において土木技術者が不在となった。

一方、平成 17 年から増やした基礎自治体が 10 あり、維持した基礎自治体が 4 あった。基礎自治体の中の土木技術者がいない基礎自治体が 44%、一方増やしたところまた変わらないところが 41%ある。このことから基礎自治体毎に発注者の体制は異なることが想定される。基礎自治体の発注体制を考慮した方法が必要と思われる。

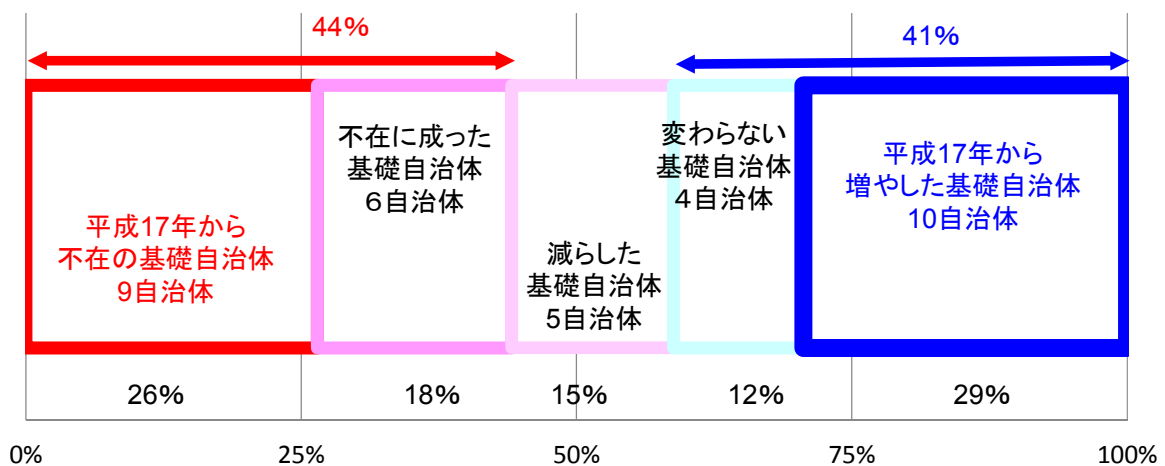


図 3.1. 高知県の基礎自治体の土木系職員の増減

3.2. 発注者別発注状況について

西日本建設保証（株）提供データより作成した、平成 25 年度の高知県内土木工事の発注者別保証実績を、請負金額、請負件数でまとめたものが、図 3.2-1 である。発注者別保証実績が平成 25 年度の高知県内で発注されたすべての土木工事を網羅しているものとは限らないが、高知県で発注された土木工事の大きな傾向は掴める。

請負金額で見ると、国土交通省致死国地方整備局が 37%をしめるのに対し、基礎自治体である市町村が占める割合は 21%である。一方、請負件数で見ると、1032 件の工事が保証対象になっているが、国土交通省四国地方整備局は 220 県であり、約 4.5 倍程度の件数の差がある。

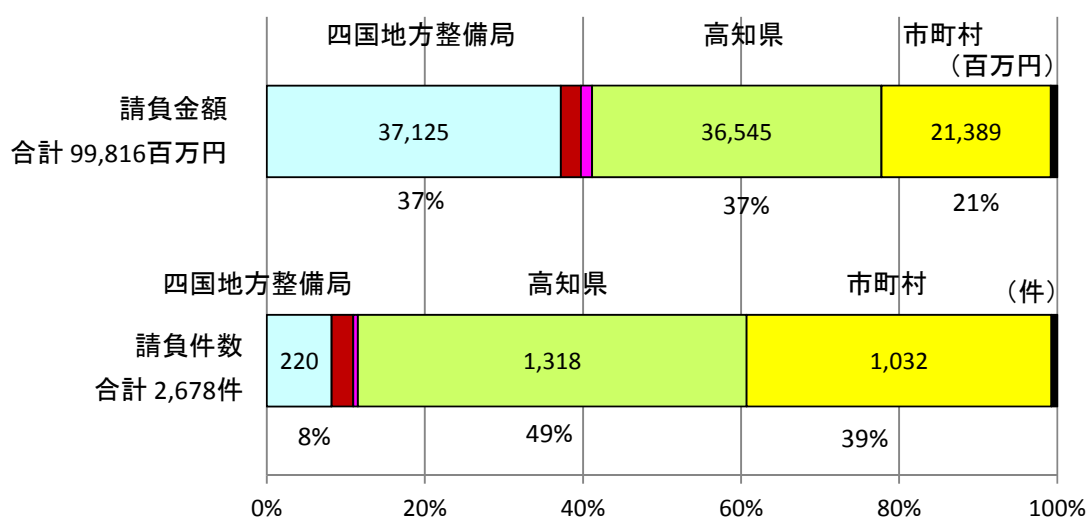


図 3.2.-1 平成 25 年度 高知県内土木工事 発注者別保証実績

平成 25 年度 高知県内の土木工事における発注者別平均発注金額を図 3.2.-2 に示す。発注者別平均発注金額で比較すると、基礎自治体では 2,100 万円であるが、四国地方整備局は 1 億 6,900 万円となっており、約 8 倍の差がある。

地方自治体、特に基礎自治体が発注している土木工事と国土交通省が対象としている土木工事では工事規模または発注件数で大きな差が在るといえる。このことから、国土交通省が実施している発注方法をそのまま基礎自治体に適応することには、課題があり、基礎自治体の発注状況、受注業者に着目した研究が必要となると考えられる。

基礎自治体の入札契約の研究を実施するに当たり、当学が立地する高知県香美市、及び、隣接し地形上同一の経済圏と考えられる南国市、香南市の計 3 基礎自治体に対象を絞り研究をすることとする。

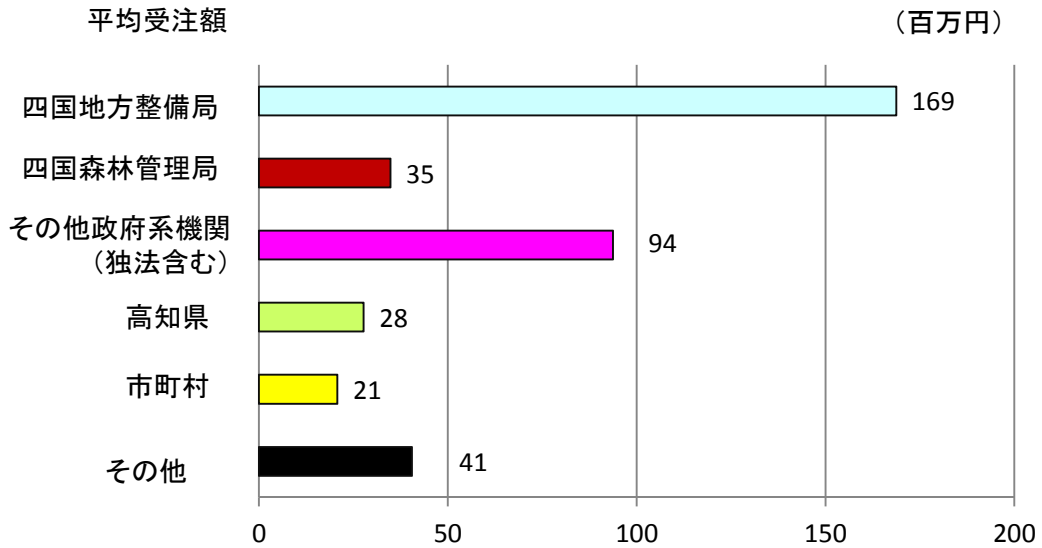


図 3.2.-2 平成 25 年度 高知県内の土木工事における発注者別平均発注金額

3.2.1. 香美市の籤引きによる落札者決定の状況

香美市の土木一式工事における年度別の籤引きによる落札者決定の工事件数は、毎年多くなってきている。

平成 25 年度まで、土木一式工事は、A ランクから C ランクまでの 3 ランクに区分していた。A ランクの建設会社は全工事、B ランクは 6,000 万円未満、C ランクは 1,500 万円未満の工事へ入札することが可能である。平成 26 年度より C ランクを C ランクと D ランクに分け、D ランクは、500 万円未満の工事へ入札することが可能となる 4 ランクの区分に変更した。

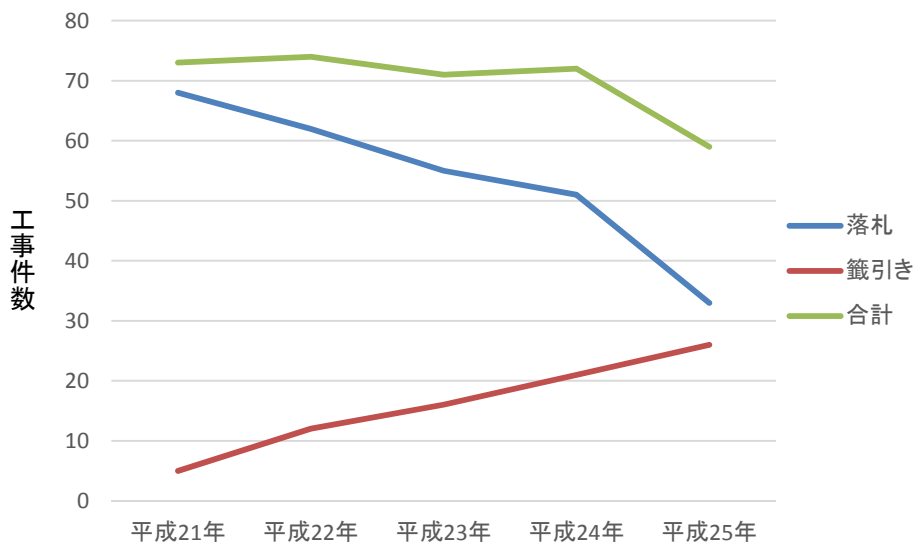


図 3.2.1. 香美市の一般土木の落札件数と籤引き件数

3.2.2. 香南市の籤引きによる落札者決定の状況

香南市の土木一式工事における年度別の籤引きによる落札者決定の工事件数は、平成 22 年度より平成 24 年度にかけて減少傾向にあるが、割合は、平成 21 年度から平成 23 年度にかけて増加していた。平成 24 年度に件数、割合ともに減少したが、平成 25 年度は増加した。

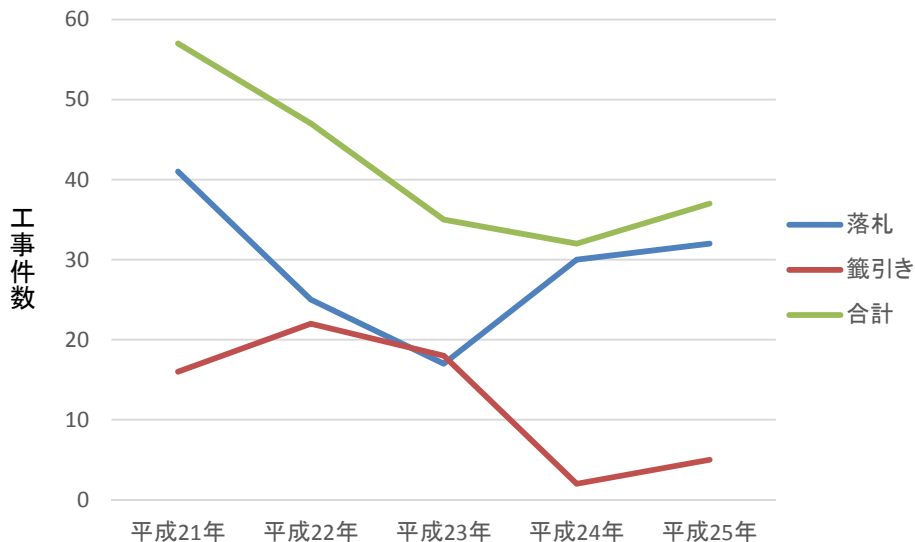


図 3.2.2. 香南市の一般土木の落札件数と籤引き件数

3.2.3. 南国市の籤引きによる落札者決定の状況

南国市の土木一式工事における年度別の籤引きによる落札者決定の工事件数は、平成 21 年度より平成 24 年度にかけて、20 件未満で推移していたが、平成 25 年度には 34 件（33%）に増加した。

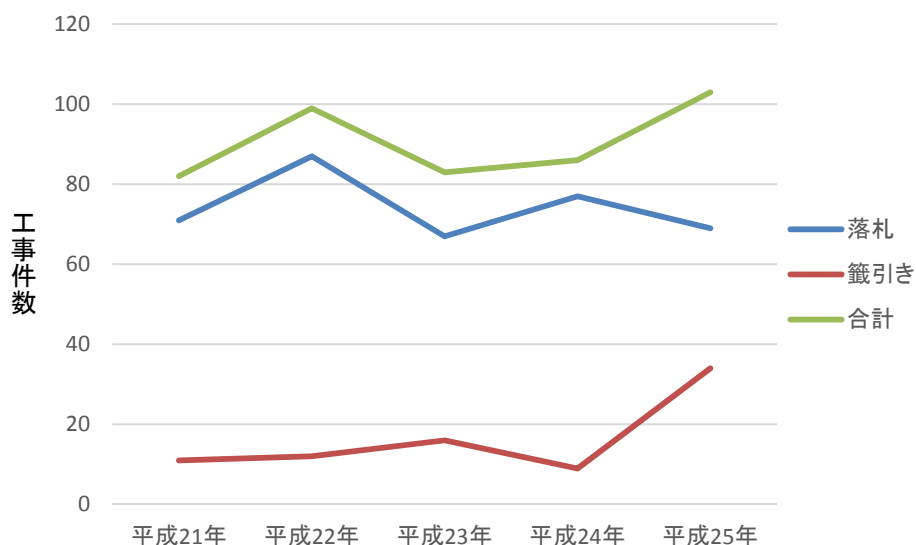


図 3.2.3. 南国市の一般土木の落札件数と籤引き件数

4. 建設会社の経営状況

4.1. 建設会社の工事原価

経営データを入手した 83 社についてランク別に 5 年（5 期）分の完成工事原価の平均を費目ごとに表 4.1. と図 4.1. にまとめた。

A ランクの会社は、年間約 11 億 2 千万円の完工高があるが、D ランクになると 2,800 万円になる。

費目ごとの平均の割合を表 4.1.-2、図 4.1.-2 にまとめた。A ランクから D ランクへ移るに従い、外注費の割合が下がる一方、労務費の割合が上がる。このことから、A ランクから D ランクへ移るにしたが、自前施工の割合が高くなるといえる。

経費は、19%から 25%の間で推移しており、労務単価や外注費ほどのランク別の差はないといえる。

表 4.1.-1 ランク別平均完成工事原価

(千円)

	A	B	C	D
材料費	171,983	74,282	24,462	8,626
労務費	31,795	18,583	8,822	4,739
外注費	704,282	128,906	33,018	8,701
経費	210,227	73,789	21,854	5,561
完成工事原価	1,118,289	295,561	88,149	27,627

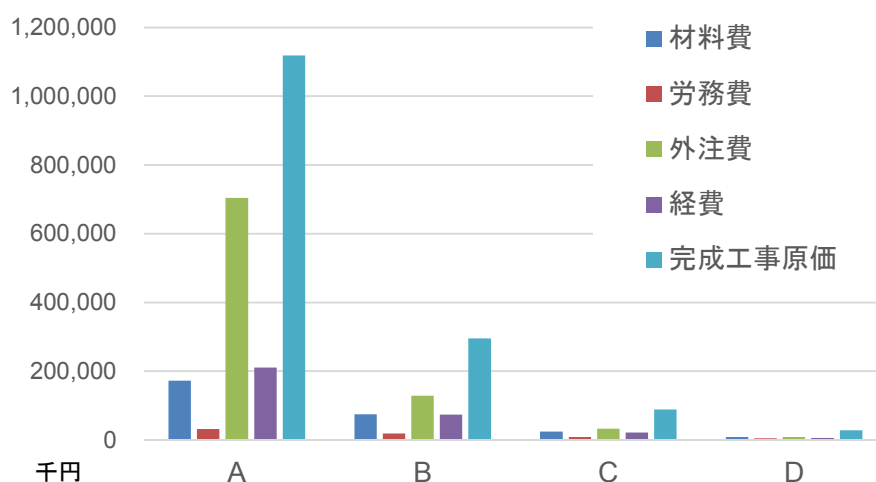


図 4.1.-1 ランク別平均完成工事原価

表 4.1.-2 83 社のランク別完成工事原価の割合

	A	B	C	D
材料費	15%	25%	28%	31%
労務費	3%	6%	10%	17%
外注費	63%	44%	37%	31%
経費	19%	25%	25%	20%

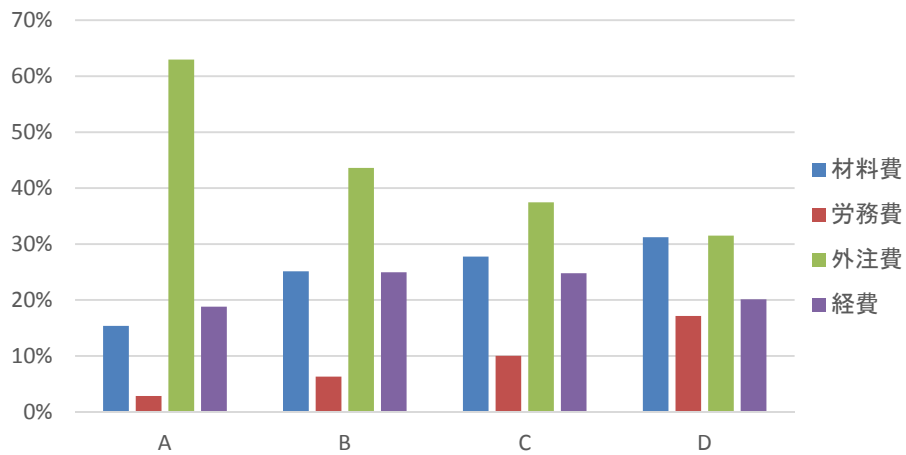


図 4.1.-2 ランク別工事原価の割合

4.2. 今後の分析

各建設会社の経営状況を貸借対照表、損益計算書より把握するとともに、香美市、香南市、南国市の入札結果より、建設会社の応札行動（入札金額と予定価格比、入札回数等）を把握し、これらの関係を分析することが必要となる。

5. まとめ

公共工事の発注者が公共工事を受注した建設会社の「適正な利潤を確保」が可能となるよう施工の実態等を反映した積算が実施されているか、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置が行われているか、また、公共工事の入札に参加する建設会社が「適正な利潤を確保」可能となる応札価格を定めているか確認するための方法を研究（確認方法の研究）するために必要な基礎データの収集を行った。

収集したデータは、香美市、香南市、南国市の過去5年分の入札記録と83社の貸借対照表、損益計算書、完成工事原価報告書、工事施工金額等である。

収集したデータにより、今後、発注者が行う積算の方法論からのアプローチではなく、建設会社の応札行動、建設会社の経営状況等を分析することにより、発注者が適切な積算、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置が行われているか、入札に参加する建設会社が「適正な利潤を確保」するために必要な費用を見込んで応札価格を決定できているかを確認する方法の研究が進むことが期待される。

6. 参考文献

1. 経済安定本部企業会計制度対策調査会：企業会計原則，1949.07
2. 公立大学法人高知工科大学システム工学群社会システム工学教室 寄付講座「公共事業執行システム研究室」 高知の新たな公共工事システム研究会：一般社団法人 四国クリエイト協会 技術開発・調査研究支援事業，安定成長・高齢化・人口減少時代における新たな公共工事執行システムに関する調査研究業務報告書，2015.03
3. 建設業法研究会 編著：[逐条解説] 建設業法解説 改訂11版，(株)大成出版社，2009.08.20
4. 建設工業経営研究会：[平成23年度改訂] 建設業会計提要－建設業標準財務諸表作成要領・解説一，(株)大成出版社，2012.03.15

STUDY OF THE METHOD TO IDENTIFY THE VALIDITY OF THE COST ESTIMATION FROM THE PROFITS OF THE CONSTRUCTION COMPANY

SEKI, Kentaro.¹

¹Kochi University of Technology School of Systems Engineeringd

Act on Promoting Quality Assurance in Public Works was revised on June 4, 2014. This revision added properly set a target price by executing an estimate precisely reflecting the transaction price of labor and materials, etc. in the market, the actual conditions of implementation, etc., in consideration of changes in the socioeconomic conditions in accordance with specifications and design documents appropriately prepared so that persons who implement public works can secure proper profits for fostering and securing leaders of quality assurance in public works over the medium and long term.

This study collected basic data to clarify two following methods.

A method to confirm whether a person of ordering of the public works project performs the cost estimation that a construction company can secure an appropriate profit.

A method to confirm whether a construction company decides the bid price that it is possible to secure an appropriate profit

KEYWORDS: *cost estimation, Profit of the construction company,*

研 究 成 果 の 要 約

助成番号	助成研究名	研究者・所属
第2014-05号	積算方法の妥当性を施工者の利潤等から確認する方法の研究	関 健太郎・高知工科大学
<p>公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年3月31日法律第18号、以下：品確法）が、平成26年6月4日に改正された。この改正により品確法の基本理念（第3条）に、「公共工事の品質は、施工技術の維持向上が図られ、並びにそれを有する者等が公共工事の品質確保の担い手として中長期的に育成され、及び確保されることにより、将来にわたり確保されなければならない。」と定められ、公共工事の品質確保の担い手である施工技術を有する者等の育成及び確保が明記され、発注者の責務（第7条）として「公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。」と定められ、発注者の責務として施工者（公共工事を受注した建設会社）が公共工事の担い手が育成・確保されるための適正な利潤を確保できるよう施工の実態等を的確に反映した積算を行い、適正な予定価格を定めることが明記された。</p> <p>公共工事の発注者が公共工事を受注した建設会社の「適正な利潤を確保」が可能となるよう施工の実態等を反映した積算が実施されているか、また、公共工事の入札に参加する建設会社が「適正な利潤を確保」可能となる応札価格を定めているか確認するための方法を研究（確認方法の研究）するために必要な基礎データの収集を行った。</p> <p>収集したデータは、香美市、香南市、南国市の過去5年分の入札記録と83社の貸借対照表、損益計算書、完成工事原価報告書、工事施工金額等である。</p> <p>今後、収集したデータにより、今後、発注者が行う積算の方法論からのアプローチではなく、建設会社の応札行動、建設会社の経営状況等を分析することにより、発注者が適切な積算、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置が行われているか、入札に参加する建設会社が「適正な利潤を確保」するために必要な費用を見込んで応札価格を決定できているかを確認する方法の研究が進むことが期待される。</p>		